（ 続紙 １ ）

京都大学	博士（法学）	氏名	吉川 沙織
論文題目	国会会議録等の記録の在り方　－未活用資料と国会実務に基づく考察－		

（論文内容の要旨）

本論文は、題目にあるテーマにつき、筆者が参議院議員として長年議院運営に関わってきた経験を踏まえつつ、これまで研究にほとんど活用されてこなかった衆議院公報及び参議院公報並びに初期国会当時に活躍した議会官僚等が所蔵していた文書などを用いて研究を行った成果である。

会議の公開（憲法第57条第1項）は、傍聴の自由、報道の自由、会議録の公表の3要素によって成立し、国民の政治参加を促進する機能を果たす。会議録の公表（同条第2項）は、国民が議会の議論を把握し、政治判断を行うために重要であり、また、法の制定過程の検証や歴史的記録の保存という観点からも必要である。

本論文では、憲法、国会法、議院規則などの法的枠組みをもとに、会議の公開と記録の沿革を整理し、さらに委員会の公開と会議録の取扱いについても検討する。また、会議録が作成されていない場合や公表されていない場合の事例を分析し、国会の記録の在り方について一定の見解を示す。

まず、「１　憲法規定の沿革」では、明治憲法における会議の公開規定を概観し、現行憲法第57条の制定過程における議論を整理する。その上で、「２　委員会の公開と会議録」において、帝国議会の本会議中心主義から委員会中心主義へと移行した過程を示し、委員会の実態と公開に関する法的解釈の推移を分析する。特に、現行憲法では本会議の公開のみが規定されているが、委員会も事実上公開されていることを指摘し、その実態に基づいた法改正の必要性を提言する。会議録の公表・頒布については、その変遷を辿り、現行の取扱いを整理する。

「３　会議録に関する主な法規と運用」では、会議録に関する法規先例について紹介するとともに、その中で定められている発言の削除や訂正について、実際の運用の状況を整理する。その上で、特に発言の訂正について、法規上は字句の訂正に限るものであり、発言の趣旨は変更できないとされているものの、問題視された発言について、後刻、記録が残らない理事会等において協議が行われた上で訂正手続がとられ、元々の発言について会議録上では何の痕跡も残されておらずその経緯も明らかとはいえない事例などを紹介し、訂正手続等に関連する課題について論ずる。また、議場が騒然として聴取不能となり、速記がとれなかった場合において、会議録の補足掲載として、「議場騒然、聴取不能」となった後にどのような議事が行われたのか会議録に追記されることがあるが、その直近例と課題を示すとともに、今後こうした運用は控えるべきであることを指摘する。

「４　会議録が作成されていない会議」では、会議録が作成されていない会議について、衆参両院の公報を用いて初期国会の委員会開会状況を整理した。その結果、速記者不足を理由に記録が残されていない事例や、あえて記録を残さない形で協議を行った事例が存在することが明らかになった。また、委員会の下に設置される小委員会の運営状況を分析し、初期国会においては多数の小委員会が開かれたものの、多くの会議録が作成されていなかったことを指摘する。

さらに、現在の国会における非公式協議の実態についても検討する。例えば、議会制度協議会や参議院改革協議会のような法的根拠のない会議体において、重要な決定がなされていることを指摘し、公開可能な記録の作成が求められることを論じる。

「５　会議録が公表されていない会議」では、秘密会や政治倫理審査会の例を取り上

げる。これらの会議では、憲法その他の関連法規に基づき会議録の全部または一部が非公開とされている。帝国議会における秘密会の会議録が平成期に公開された経緯を整理し、現行憲法下における秘密会の会議録公開の可能性について論じる。また、政治倫理審査会の記録の非公開の現状を分析し、今後の課題を検討する。

「６　会議録ではない審議内容提供の手段」では、会議録の速報版やインターネット審議中継を紹介し、その特性と限界を指摘する。速報版は会議の発言を迅速に記録し、正規の会議録として発行される前の段階で提供されるが、一般公開には課題がある。また、インターネット審議中継は臨場感に優れるものの、編集・解説がないため、正規の記録とは異なる性質を持つことを示す。

最後に、改めて国会の会議録が我が国の民主主義にとって重要な記録であるのみならず、今後の国政を決定するに当たっての論拠となるものであり、今後も継続して重要な位置付けを占めることになることを述べ、会議録に係る今後の課題を整理するとともに、国会関係機関の保有する歴史的資料の保存状況について改善の必要があることを示すほか、国会の情報公開の在り方として、現在公開されていない「立法及び調査に関する文書」についても、今後検討を加え、公開できるものに関しては公開すべきであることを指摘する。

（続紙　２　）

氏名	吉川 沙織

（論文審査の結果の要旨）

本論文は、吉川氏が参議院議員として長年議院運営に関わってきた経験を踏まえつつ、公開はされているものの、これまで研究にほとんど活用されてこなかった衆議院公報及び参議院公報並びに初期国会当時に活躍した議会官僚等が所蔵していた文書などを用いて研究を行った成果である。

本論文は、会議録の公表は、国民が議会の議論を把握し、政治判断を行うために重要であり、また、法の制定過程の検証や歴史的記録の保存という観点からも必要であるという基本的な視座から、会議録の作成や公開のあり方について明治憲法下の運用にもさかのぼりつつ、実務の運用について詳細に跡付け、課題を指摘している。

多くの問題が扱われているが、特に重視されている問題は、第１に、本会議や委員会においてなされた発言の訂正のあり方である。法規上の想定とは異なり、記録が残らない理事会等において協議が行われた上で訂正手続がとられ、公開される会議録上では元の発言について何の痕跡も残されておらずその経緯も明らかとはいえない運用につき、本論文はその問題性を指摘している。

第２に、いわゆる補足掲載の問題が取り上げられている。議場等が騒然として聴取不能となり、速記がとれなかった場合において「議場騒然、聴取不能」となった後にどのような議事が行われたのか会議録に追記されることがある。特に、2015年9月17日の参議院平和安全法制特別委員会において、詳細な補足掲載が行われた例を中心にその問題点が指摘されている。

第３に、会議録が作成されない会議の実情が、当時の記録の網羅的な調査に基づき具体的かつ詳細に明らかにされている。初期国会において速記者不足や、GHQの介入の実態を伏せるためなどの事情があったが、そこで実質的な法案審議がなされることもあっただけに、会議録が作成されず、したがって公開もされていないことが問題点として指摘される。また、こちらは今日の課題でもあるが、衆参両議院において非公式に設置される会議体においても会議録の作成・公開が不十分であることも詳細に明らかにされている。

以上のとおり、本論文は、議院運営に自ら関わったという経験と、根気強い資料調査との双方の賜物であり、まさに筆者でなければなしえない貴重な研究成果である。

一方で本論文は、インターネット審議中継の扱いをはじめ、今後のデジタル化時代に向けた課題については現状整理と問題の指摘にとどまっている点のほか、理論的に見た場合の補足掲載の問題点や、発言削除と憲法51条の免責特権との関係などの理論的な側面の検討が十分になされていない点、比較議会制度的な視座を欠く点など、課題を指摘することもできる。しかし、デジタル化時代に向けた課題については今後の検討が期待できるし、理論的あるいは比較制度的な検討は、もともと本研究の射程外であり、むしろ本論文を受けて研究者が行うべき仕事であろう。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。また、令和7年1月30日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。